

## 奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、次に掲げる事項の実現に資するため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

- 一 保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進
  - 二 保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力の促進
  - 三 学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成の促進
- 2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

### (基本的な方針の承認)

第三条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第四十七条の五第四項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関すること
  - 二 学校経営計画に関すること
  - 三 組織編成に関すること
  - 四 予算執行に関すること
  - 五 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

### (教育委員会等に対する意見)

第四条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の意見について、法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であって、職員個人を特定しない一般的なものとする。

- 4 協議会は、教育委員会に対して第一項及び第二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(組織)

第五条 協議会は、委員十人以内で組織する。ただし、学校教育法第五十三条第一項の規定により定時制の課程を併せて置く高等学校については、委員十五人以内で組織することができる。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第一号から第三号までに掲げる者については、必ず委員に含めるものとする。
  - 一 保護者
  - 二 地域住民
  - 三 法第四十七条の五第二項第三号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 対象学校の校長
  - 五 対象学校の教職員
  - 六 学識経験者
  - 七 関係行政機関の職員
  - 八 その他教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第六条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第九条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- 三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと

(報酬等)

第十一条 委員の報酬及び費用弁償は、附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）第二条の規定によるものとする。

(研修)

第十二条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第十四条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- 一 第十条の規定に違反したとき
- 二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
- 三 その他解嘱又は解任に相当する事由が認められるとき

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第十五条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する地域住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解の深化
- 二 対象学校と前号に規定する関係者との連携及び協力の推進

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則 (平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年九月奈良県教育委員会規則第三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定による指定を受け協議会を設置している学校については、この教育委員会規則による改正後の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定により協議会を設置した学校及び同規則第二条第二項に規定する対象学校とみなす。

附 則 (平成三十一年三月奈良県教育委員会規則第十三号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月奈良県教育委員会規則第十四号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。